

○川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例

昭和49年6月15日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）第20条から第20条の3までの規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設の附置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24条例15・全改)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐車施設 自動車の駐車のための施設をいう。
- (2) 自動二輪車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。
- (3) 非特定用途 特定用途以外の用途をいう。

(平24条例15・全改)

(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)

第3条 商業地域又は近隣商業地域（以下「施行区域」という。）内において、延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者及び建築物の特定用途に供する部分（以下「特定部分」という。）の延べ面積が1,500平方メートル以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者は、別表第1に定める基準に従い算出した数値（少数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(平24条例15・一部改正)

(建築物の新築又は増築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第4条 施行区域内において、特定部分の延べ面積が2,000平方メートル以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又

は建築物における特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者は、当該建築物における別表第2ア欄に掲げる部分の延べ面積をそれぞれ同表イ欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

（平24条例15・追加）

（建築物の新築又は増築の場合の自動二輪車のための駐車施設の附置）

第5条 施行区域内において、特定部分の延べ面積が1,500平方メートル以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物における特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者は、当該建築物における別表第3ア欄に掲げる部分の延べ面積をそれぞれ同表イ欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する自動二輪車のための駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

（平24条例15・追加）

（建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置）

第6条 施行区域内において、建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が前3条に定める規模以上となるものために大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする者又は特定部分の延べ面積が前3条に定める規模以上の建築物で当該建築物の用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるものために大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする者は、当該用途変更後の建築物を新築したものとみなして前3条の規定を適用した場合において附置しなければならない駐車施設の台数から、当該用途変更前の建築物を新築したものとみなしてこれらの規定を適用した場合において附置しなければならない駐車施設の台数を減じた台数分の規模の駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

（平24条例15・旧第4条繰下・一部改正）

（混合用途建築物）

第7条 施行区域内において、特定部分及び非特定用途に供する部分（以下「非特定部分」という。）を有する建築物は、その全部を特定用途に供する建築物とみなして、第3条及

び第6条（第3条に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、特定部分の延べ面積と非特定部分の延べ面積に2分の1を乗じて得た面積との合計を、当該建築物の延べ面積とする。

（平24条例15・旧第5条繰下・一部改正）

（設置場所の特例）

第8条 第3条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者は、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長が特にやむを得ないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該建築物又は当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設置することができる。ただし、車いすを使用している者のための駐車施設については、この限りでない。

2 前項の規定により駐車施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定により市長の承認を受けて設置した駐車施設は、第3条から第6条までの規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置した駐車施設とみなす。

（平24条例15・追加）

（自動車の駐車の用に供する部分の規模）

第9条 第3条又は第6条の規定により附置しなければならない駐車施設（第8条第3項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条又は第6条の規定により附置しなければならない駐車施設（倉庫の用途に供する建築物に係るものを除く。）の台数のうち少なくとも1台分についての自動車の駐車の用に供する部分の規模は、車いすを使用している者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行5メートル以上としなければならない。

3 第4条又は第6条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設（第8条第3項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置したものとみなされる荷さばきのための駐車施設を含む。）の自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上又は幅4メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車

を安全に駐車させ、及び円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

- 4 第5条又は第6条の規定により附置しなければならない自動二輪車のための駐車施設（第8条第3項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置したものとみなされる自動二輪車のための駐車施設を含む。）の自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上、奥行2.3メートル以上とし、自動二輪車を安全に駐車させ、及び円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定は、規則で定める特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものについては、適用しない。
- 6 前各項に定めるもののほか、駐車施設の構造及び設備は、規則で定めるところによる。

（平24条例15・追加）

（適用の除外）

第10条 次の各号のいずれかに該当する建築物は、第3条から第6条までの規定を適用しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条に規定する仮設建築物
- (2) 新たに施行区域の指定がなされた区域内において、現に工事中の建築物又は指定の日から6月以内に、新築、増築又は用途変更の工事に着手した建築物
- (3) 建築物の全部が非特定部分であり、かつ、市長が特に駐車施設を必要としないと認めた建築物

（平24条例15・旧第8条繰下・一部改正）

（地域の認定）

第11条 建築物の敷地が、施行区域の内外にわたるときは、当該敷地の過半の属する地域に当該建築物があるものとして、第3条から前条までの規定を適用する。

（平24条例15・旧第9条繰下）

（届出）

第12条 第3条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者（第8条第1項の規定により駐車施設を設置する者を含む。次項において同じ。）は、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模その他の事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

2 第3条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者は、前項の規定により届け出た駐車施設の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なくてはならない。

(平24条例15・旧第10条繰下・一部改正)

(管理)

第13条 第3条から第6条までの規定により附置した駐車施設（第8条第3項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置したものとみなされた駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

(平24条例15・旧第11条繰下・一部改正)

(立入検査等)

第14条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、身分を証する書面を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平24条例15・旧第12条繰下・一部改正)

(措置命令)

第15条 市長は、第3条から第9条まで及び第13条の規定に違反した者に対し、一定の期間を定めて駐車施設の附置若しくは設置又は原状回復その他当該違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。

(平24条例15・旧第13条繰下・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例15・追加)

(罰則)

第17条 第15条の規定による命令に従わない者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入検査を拒み若しくは妨げた者は、3万円以下の罰金に処する。

(平24条例15・旧第14条繰下・一部改正)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(平24条例15・旧第15条繰下・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、施行区域内において、現に工事中のもの又は条例施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更のため工事に着手したものに対しては、この条例の規定は、適用しない。

附 則 (平成24年3月16日条例第15号)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に建築物の新築若しくは増築又は用途変更に係る工事に着手している者が設けなければならない駐車施設については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる駐車施設に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

(平24条例15・旧別表・一部改正)

建築物の種類	建築物の規模	駐車施設の規模
非特定用途に供するもの	延べ面積が9,000平方メートル以下のもの	10台に建築物の延べ面積の3,000平方メートルを超える部分の面積に対して300平方メートル以内ごとに1台を加えた台数
	延べ面積が9,000平方メートルを超えるもの	30台に建築物の延べ面積の9,000平方メートルを超える部分の面積に対して500平方メートル以内ごとに1台を加えた台数
特定用途に供するもの	延べ面積が6,000平方メートル以下のもの	10台に建築物の延べ面積の1,500平方メートルを超える部分の面積に対して150平方メートル以内ごとに1台を加えた台数
	延べ面積が6,000平方メートルを超え1万5,000平方メートル以下のもの	40台に建築物の延べ面積の6,000平方メートルを超える部分の面積に対して300平方メートル以内ごとに1台を加えた台数

	下のもの	
	延べ面積が1万5,000平方メートルを超えるもの	70台に建築物の延べ面積の1万5,000平方メートルを超える部分の面積に対して450平方メートル以内ごとに1台を加えた台数

備考 延べ面積の算定に当たっては、自動車及び自転車の駐車のための用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

別表第2（第4条関係）

（平24条例15・追加）

ア	イ
百貨店その他の店舗の用途に供する部分	3,000平方メートル
事務所の用途に供する部分	5,000平方メートル
倉庫の用途に供する部分	1,500平方メートル
特定部分（百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫の用途に供する部分を除く。）	4,000平方メートル

備考 ア欄に掲げる部分には、自動車及び自転車の駐車のための用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。

別表第3（第5条関係）

（平24条例15・追加）

ア	イ
百貨店その他の店舗の用途に供する部分	3,000平方メートル
特定部分（百貨店その他の店舗の用途に供する部分を除く。）	8,000平方メートル

備考 ア欄に掲げる部分には、自動車及び自転車の駐車のための用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。